

予算決算委員会会議録

1. 開催年月日

令和2年12月18日 開会 10時00分 閉会 15時00分

2. 開催場所

全員協議会室

3. 出席委員名

妹尾文彦	多賀信祥	柳原英子	山下憲雄
細羽敏彦	西村慎次郎	荒木謙二	柳井一徳
惣台己吉	三宅文雄	藤原浩司	上野安是
簀戸利昭	西田久志	三輪順治	大滝文則
宮地俊則	佐藤豊		

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 坊野公治

(2) 説明員

副市長	猪原慎太郎	総務部長	山下浩道
市民生活部長	井口勝志	健康福祉部長	佐藤和也
未来創造部長	唐木英規	建設部長	岡本健治
水道部長	飛田圭三	病院事務部長	田平雅裕
総務部次長	藤原雅彦	市民生活部次長	藤井清志
健康福祉部次長	沖津幸弘	未来創造部次長	田中大三
建設部次長	西田直樹	水道部次長	土屋光史
病院事務部次長	一安直人	未来創造部参与	久安伸明
企画課長	岩本展到	危機管理課長	金政吉伸
財政課長	片井啓介	税務課長	吉本泰人
環境課長	谷みち子	介護保険課長	谷本充浩
都市施設課長	田口政之	農林課長	中山浩一
上水道課長	津組勇一郎	芳井支所長	今井保文
美星支所長	伊達卓生		
教育長	伊藤祐二郎	教育次長	北村容子

学校教育課長 平木康晴 田中美術館課長 高田知樹
市立高校事務長 毛利恵子

(3) 事務局職員

事務局長 和田広志 事務局次長 藤原靖和

6. 傍聴者

(1) 一般 0名

(2) 報道 2名

7. 発言の概要

委員長（藤原浩司君） 皆さんおはようございます。

ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

初めに、副市長のご挨拶をお願いします。

副市長（猪原慎太郎君） 皆さん、おはようございます。

今朝も本当に大変寒い朝となりました。まだまだこれから本格的な冬を迎えるということで、寒い日が続くことと思います。皆様方にはくれぐれもお体をご自愛いただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症の話題ばかりですけれども、昨日はついに全国で3,200人を超える感染者が発生したということでございます。国内で感染拡大が全く治まらないというようなことを受けまして、国のほうでは経済に重点を置いておりましたけれども、G o T o トラベルの全国的な一時停止といった大きな方向転換をしているところでございます。また、岡山県におきましても、医療体制が逼迫してきているということで、先日は県知事が県民に対してメッセージを出されたところでございます。

そういったことを受けまして、本市におきましては、一昨日、市長が市民の皆様へ3点のお願いをしております。1点目といたしまして、不要不急の往来はできるだけ控えてください。2点目といたしまして、大人数の忘年会・新年会は控えてください。3点目といたしまして、帰省については慎重に判断をしてくださいということで、井原放送、それからホームページ、メール配信サービスによりまして市民の皆様へお願いをしているところでございます。

少し前の話題になりますけれども、新聞に2021年度の国の一般会計予算のことが載っておりますけれども、過去最大規模になるということが書いてございました。総額で105兆円を超えるのではないかとといった報道もされたところでございます。

また、先日は新型コロナウイルス感染症対策の関係で国の第3次補正が閣議決定をされております。総額約19兆円ということで、その中には地方自治体等、市町村を含めて自治体

へ交付をされます地方創生臨時交付金、これが1兆5,000億円というようなことも盛り込まれておるようでございます。年明けの通常国会へ提出をするということでございますので、今後はこういった国の動向をしっかりと注視をしながら、適切な対応をしていかなければならないと思っております。

そういった中、本日は予算決算委員会を開催していただきました。委員の皆様には何かとご多用な中をお繰り合わせご出席いただきました。誠にありがとうございます。

この委員会に付託されております案件でございますが、補正予算が8件ということでございます。皆様方におかれましては、何とぞ慎重にご審議をいただきたいと思っております。本日はどうぞよろしく申し上げます。

〈議長挨拶〉

〈議案第74号 令和2年度井原市一般会計補正予算（第8号）〉

〈歳入全般〉

〈なし〉

委員長（藤原浩司君） 初めに、執行部より発言の申し出がありますので許可いたします。

総務部長（山下浩道君） 歳出の人件費の説明でございますが、本会議で申し上げたとおり、職員等の異動及び人事院勧告に準じた改定に伴うもので、個々の費目ごとの説明は省略させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

〈歳出第10款 議会費〉

〈なし〉

〈第15款 総務費〉

委員（宮地俊則君） 21ページの総務管理費なんですが、電子入札共同利用システム導入事業、この説明資料を見ますと、対象が建設工事及び建設コンサルタント業務ということなんですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応策ということでこういう形を取られ

ると書いてありますが、これはこの建設工事及び建設コンサルタント業務以外の入札には運用できないものなんでしょうか。また、されないのであればどういった理由でされないのか。新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応策ということであればほかの業務も入札対応されればよいというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

財政課長（片井啓介君） 建設工事及び建設コンサルタント業務で導入ということで、それ以外の部分においての導入についてのお尋ねでございますが、まず、宮地委員がご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応策ということで考えております。まず先行的に建設工事及び建設コンサルタント業務を導入いたしまして、その後、役務関係についても様子を見て研究・検討していきたいということで、まず第一弾としての導入ということで考えております。

委員（宮地俊則君） 第一弾ということで、ここで導入するために電子化をするのに費用を掛けるわけですが、それがそのまま、それ以外の入札にも運用可能なんでしょうか。

財政課長（片井啓介君） ランニングコストとして共同利用の負担金、こういった辺りは続いていきますけれども、市としましては、初期投資としてはこれで終了ということになります。

〈なし〉

〈第20款 民生費〉

〈なし〉

〈第25款 衛生費〉

委員（西村慎次郎君） 30・31ページの感染症対策費について、その中の貸館施設及び庁内Web会議環境整備事業について質問させていただきます。

まず、この施設とか環境を使える対象者は、市職員及び市民、また市内企業ということですか、対象者についてお伺いします。

企画課長（岩本展到君） 先ほど西村委員が言われたとおりの方が、全て対象者となります。

委員（西村慎次郎君） 市民または市内企業が使われる場合、パソコンとかは常設されているようなんですが、市民または市内企業の個人とか企業のパソコンを使っただけのウェブ会議

とかということもできる環境になるのでしょうか。

企画課長（岩本展到君） 市民の方とか市内企業の方が使われる場合、市が用意しているのは会議室とインターネットの環境のみで、基本的に機材は会議をされる方が持ち込まれることを想定して整備しております。

委員（西村慎次郎君） じゃあ、今回整備するパソコンとかは市職員用という理解でよろしいですか。

企画課長（岩本展到君） そのとおりでございます。

委員（西村慎次郎君） それから運用面で、市民の方や市内企業の方が利用する場合、利用料とかというのはかかるんですか。

企画課長（岩本展到君） 貸出しするものにつきましては、これから使用料を定めて条例改正する予定としております。

委員（宮地俊則君） 同じく31ページの指定管理施設休業協力補助金について、2点お尋ねいたします。

これは各施設の休業期間中の会費・利用等の売上収入損失額のうち、休業に伴い不要となった経費を控除した額を協力金として交付するという内容になっているんですが、これは実質損失額を全額補填することになるのでしょうか。また、そういう契約になっているのでしょうか。

それから、これが本年3月から5月の間となっているんですが、その後、今後も含めてですけれども、同様の対応をされるのでしょうか。

施設ごとに言っているんじゃないくて、全体で、一くくりでお尋ねしております。それで回答は結構です。

副市長（猪原慎太郎君） 指定管理施設休業協力補助金の関係でございますけれども、まず、契約にのっとったものかということでございますが、休業といった関係、協力金の関係、契約には一切うたわれてはおりません。3月から5月という期間につきましては、実はこの期間、井原市のほうから新型コロナウイルス感染症が拡大しているということで、休業を要請したいきさつがあります。その期間についてのみ損失額から、逆に施設を閉めた期間に不要となった経費を引いた額の全額を協力金として支給をするものでございます。

委員（宮地俊則君） よく分かりました。

そうしますと、これが要請した期間ということであれば、6月から現在までは要請していないということで、その後はこういう支出は現在まではないというふうな解釈でよろしいでしょうか。

副市長（猪原慎太郎君） はい、そのとおりでございます。

委員（妹尾文彦君） 同じく、指定管理施設休業協力補助金についてお伺いしたいんですが、各施設の積算というのはどういうふうに行われているのかということですが、その中に国からの補助、持続化給付金などとかというのはもらっているのか、そういうのは除いて計算されているのかということをお伺いしたいです。

芳井支所長（今井保文君） それでは、井原市芳井健康増進福祉施設A S U W A についての積算方法ですけれども、3か月間の累計会員数3,698人に対する会費が約2,056万円、そして3か月間で予定されておりました指導利用、有料プログラム等の売上げが約184万円、合わせまして2,240万円が損失でありまして、あと不要となりました経費が、ガス、水道、電気にかかります光熱水費が約589万円、そして人件費のほうは214万円、合わせまして不用になった額が803万円でありまして、休業協力金のほうは売上げ損失額から不用となった経費を控除しました約1,440万円を予定いたしております。それと、国からの補助金ということではありますが、それはございません。

未来創造部参与（久安伸明君） それでは、経ヶ丸グリーンパークの関係についてご説明申し上げます。

算定の考え方ではありますが、まず収入については、支出もそうですが、過去2か年の3月から5月の収入実績から、同じく休業に伴い不要となることが想定される経費相当額を控除した額を協力補助金としております。

なお、不要となる経費につきましては、シーツ代、ごみ収集運搬費、燃料費・水道費・電気料・ガス代の光熱水費、あるいは商品の仕入れ代とかパートの人件費、こちらのほうの3か月相当分を控除して求めております。それから、国からの補助金についてはございません。

美星支所長（伊達卓生君） それでは、中世夢が原ですが、期間中の休園によります入園料収入が98万6,000円減少、過去3年間と比較して算定しました。その間に行った経費なんですけど、ゴールデンウィークを閉めていますので、このゴールデンウィークにかかった費用が43万5,000円というふうな算定をしております。比較しまして55万円というふうな算定をしました。休業補償は国からもらっておりません。

続きまして、ペンションコメットのほうですが、例年と比較して利用者が349人ほど減少したことで、収入として242万3,000円が見込まれておりました。それにつきまして、休業することになります光熱水費、人件費を190万円と見まして、差引きとしまして70万円の協力金を算定しました。国からの補償はもらっておりません。

委員（妹尾文彦君） 国からの補助金とかはもらっていないこと、それから積算の方法も分かりました。

それで、ASUWAはこのたびの金額も指定管理施設休業協力補助金の収益としてみなして、今年度精算したときに利益が出た場合とかというのは市へ返金とかというふうにはなるんでしょうか。

芳井支所長（今井保文君） 利益が出た場合の返金につきましては、会費収入に対する返金というのはございますが、全体の収入に対しての返金というのはございません。

委員（妹尾文彦君） 分かりました。

指定管理者というのは、今おっしゃられたように、休業を要請したのでお休みした分は補償しようかという話でしたが、その点、指定管理者はそこで補填を市のほうからすることになるんですけれども、民間業者というのは休業要請があったとしても、全額もらってない。そこら辺の公平性とかというのはどのようなお考えを持っておられますか。

副市長（猪原慎太郎君） 公平性についてのお尋ねでございます。指定管理者に対して市が協力金を支給するという事は、井原市が休業を要請したことによってすべきものという解釈をしております。それに反して、民間に対しては何もないということでございますけれども、私の認識ですけれども、岡山県のほうから民間の飲食店とか、そういったところに対して休業要請といったものは出ていないと思っております。あくまでも自粛要請ということでございます。もしも休業要請とかということであれば、市ではなく県が対応するべきものと思っております。

公平性という観点からすると公平ではないと言わざるを得ないかも分かりませんが、市の責務とすればこれが限界ではないかと思っております。

委員（妹尾文彦君） 休業の要請はなかったということと、自粛してくださいという要請だったので、対応するんだったら県とかがするべきだということで、市としては、そこは公平性がないかもしれないけれども、この指定管理者に対して対応するのは市の責務だと思っているということで、分かりました。

委員（三宅文雄君） 修学旅行キャンセル料等補助金につきまして、事業費の内訳をいただいているんですけれども、どういった根拠に基づいてこういった数字が出たんでしょうか。

学校教育課長（平木康晴君） まず、この資料の小学校256万5,540円、中学校ゼロ円となっておりますが、この記載が誤りで、小・中学校合わせて256万5,540円というふうに訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

今お尋ねの算定根拠ですが、旅行費の約3割というのを計算して算出しております。

委員（三宅文雄君） ということは、小学校、中学校合わせてその旅費の3割を負担したということで、それでこの説明資料に書いてあるんですけれども、それぞれの学校長宛てに

お金を支給するというので、それは間違いないんですか。

学校教育課長（平木康晴君） はい、そのとおりでございます。

委員（三宅文雄君） 保護者の負担ということについて、その後どういった過程を経て保護者に返すということになるんですか。

学校教育課長（平木康晴君） 実施が終わって、正式な金額が出てから集金という形になるかと思いますが、現時点で保護者からは集金をしておりませんので、業者に支払うキャンセル料を校長先生にお渡しして、学校から業者に支払いをしていただくということですので、保護者への返金ということはありません。

委員（三輪順治君） 指定管理施設休業協力補助金の関係で、休業要請した関係から協力金を出すのは、これは至極当たり前のことだと思います。そのときのご説明を聞いていたら、その休業関連の協力金の出し方が施設によってばらばらというように感じたんです。こういうものは、基本的には、最終的には財源は国庫補助金ですから、国の審査を通りますよね。そのときに、先ほど僕が聞いたように、例えば過去2年間とか3年間とか、過去の実績によるといってもばらばらで、いわゆる損害賠償というか、休業補償の考え方の基本というのは総務部でまとめてないんですか、それとも各課に任せているんですか。それで国が通るんですか。

総務部長（山下浩道君） 総務部では取りまとめておりません。各施設管理所管課からの積算に基づくものです。

委員（三輪順治君） それで井原市としては、国庫補助金、臨時交付金を充てる予定にしていますが、財源についてはこれから交渉されるのかどうか分かりませんが、私が今ぱっと聞いた限りでは、施設ごとにばらばらの基準で休業協力補助金を出すということは、その施設の形状はさておき、全て指定管理ですから、同じ運用をするのが基本だと思いますので、今の総務部長の答弁では、各課に任せているということでありまして、こういうときこそ統一的な指針の下に各課が対応すべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。

総務部長（山下浩道君） 管理を委ねている施設との、一定の交渉といったらおかしいですけれども、応酬に基づいて協力金についても合意形成がなされておりますので、それぞれの施設の運営の特性に応じて協力金額が算定されてくるのも致し方ないのかなと考えております。

委員（三輪順治君） そういう考えであれば、指定管理の全体の取りまとめが総務部というふう聞いていまして、選定委員会にしてもあるいは選定業者の評価にしても、委員会でやられたものを最終的に市長に持って上がるんでしょうけれども、同じ休業協力補助金なら、基本的な考え方というのは統一しないと、この施設では過去3年間を見て、この施設で

は去年のを見て、それはやはりいろんな要素が複雑に絡み合うので、統一的な運用のほうが分かりやすいし、ほかの業者に対しても、あと国に対しても説明しやすいと思うんです。ちょっと検討してもらいたいと思います。

これが本当にお金が入ってこなかったら、今のご答弁にベースがあるというふうに理解しますので、私は非常に危惧しているんですが、100%もらえる保証はないわけですから、そのところを説明し切れるように対応をお願いしておきます。

委員（大滝文則君） 同じく、この指定管理施設休業協力補助金でございますが、先ほどの答弁では、積算の内訳というのがちょっと分かりにくかったんですけども、また後日でもいいですから個別に積算の内訳資料を提示してもらうことはできますか。

副市長（猪原慎太郎君） 提出させていただきます。

委員（大滝文則君） 来年度以降も可能性がゼロではないということで、お尋ねしたんですけども、先ほど聞き間違いかもしれませんけれども、国庫補助金だけでないと、一般財源も入っているというような聞き取り方もあったんですけども、その辺り新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金10分の10を充当予定となっておりますが、この件については100%こうなのか、その財源内訳について、いま一度それぞれにご答弁いただきたいと思います。

総務部長（山下浩道君） 先ほどの答弁の中で、国庫補助金などはございませんというような答弁をした下りがあると思うんですけども、それは、例えばASUWAならASUWAで、直接国庫からASUWAに対しての補助金とかはございませんという意味で、これはもう全ての4施設とも臨時交付金を充当する事業でございます。10割を充当するというところでございます。

委員（大滝文則君） 9月議会において、また臨時交付金が出ることで、このことに問題があるかどうかというのはまた別ですけども、その時点でそれこそ入りよりも2億円ぐらい多い予算を組まれているので、全てがこういう形で合っているかどうかというのを確認しましたので、結構ですけども、先ほど副市長が答弁されたように、積算の内訳資料等々でまた詳しくお示しいただきたいと思います。

〈なし〉

〈第30款 労働費〉

〈なし〉

〈第35款 農林水産業費〉

〈なし〉

〈第40款 商工費〉

委員（多賀信祥君） 商工費、商工振興費の配水管布設工事費負担金についてですけど、工事費の負担は奨励金の申請をされて受給決定されたところに工事の負担金を出していくということでありますが、それに対して幾つか伺いたいんですけど、ほかの自治体では水道料金の使用料を何年か市のほうで負担するというを目にするんですけど、なぜそういうふうな対応をせず、水道に関して言えば、布設をすることでインセンティブを設けたのかということでも伺えればと思います。

未来創造部次長（田中大三君） 多賀委員が言われるように、他市では水道料金を減免するという制度を持っておられるところがございます。ただ、このたびの件につきましては、民間事業用地開発促進奨励金に該当して造成工事をするところに対して、その周辺の整備を行うということで、あくまでも民間事業用地開発促進奨励金につきましては敷地内の工事に対して奨励金を交付するというもので、それに付随しまして発生する水道設備について、今回この考え方というものをまとめさせていただいた基準に基づいてやっていこうというものでございます。

その水道設備、こういったものをすることによって企業誘致、企業に残っていただける、それから新たに企業に来ていただけるということになると、市のほうではそうしたものを、固定資産税であるとか雇用の問題、そういったことにつながっていく、そして市の産業が活性化するということにつながっていくということになるということから、こういった他市にない制度ではございますけれども、こういったものを作ることによって企業誘致を促進していきたいという思いで、今回やっていくというものでございます。

委員（多賀信祥君） 排水のことと同様の、市の奨励金制度を活用して費用が膨らまないかという、私自身2つ心配をしております。費用の面に関してですが、設置に要する負担額の上限というのを設けられているのでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君） 特に上限というものは設けておりません。ただ、民間事業用地開発をする場合でも、そういった事前の協議をする中で決まってくるもので、場所によっていろいろ変わってきますので、上限を決めているというものではございません。

ただ、条件として給水区域内であるとか、それから既存の水道施設で給水量の確保ができるとか、ポンプ場とか特別な施設がないもの、そういったものについてやるということ。しかも公衆用道路または市の所管する土地への布設であること、そういったものを条件としてやっていくということを定めておきまして、額の上限は定めてはいないというのが現実です。

委員（多賀信祥君） 全員協議会でもレディーメード、オーダーメードと比較しての説明をいただいたんですけど、道路であったり水道工事に関して、例えばレディーメードの場合は、国や県の補助金というのを使われるのかなと思ったりもするんですけど、民間開発について単市の負担になるのかなと、その辺の比較はどうでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君） レディーメードの場合で、例えば進入路とかというものに対しては交付金とか、そういったものが適用されて、そういったものを取りにいくという形になろうかと思えます。ただ、民間の開発におきましても、その進入路を市道として認定して工事をするということになっていけば、その部分についてはそういった交付金などを活用しながら工事を進めていく形になろうかと思えます。

委員（多賀信祥君） 心配するのが、民間開発だとオーダーメードの場合は、ある程度開発までの段取りを市と一緒にやっていくので、そういう補助金なんかを取りにいくという言葉が使われますけど、そういう時間がある程度同調してタイムスケジュールを組めるのかなと思うんですが、民間開発については、いざ要るんだと言われると、そういう時間が取れないような気がするんですけど、その辺のデメリットはないですか。

未来創造部次長（田中大三君） 民間の開発におきましても、やることにに対して補助金を絡めてやっていこうかと、そういったものについては民間事業者と協議を進めた上でやっていくことになろうかと思えます。なので、そういった補助金を活用していこうと思えば、それなりの時間というものがかかってくることにはなりますが、その辺りは民間の事業者と事業計画との折り合いをどこでつけるかというところで、そういったところは民間と話をしながら進めていくことになろうかと思えます。

委員（多賀信祥君） そうなると、オーダーメードとの差、区別がつかない。ある意味オーダーメードなのかなと思うんですが、今回のオーダーメードと民間開発の分け方でいうと、活用する奨励金が違うのかなということもありますけど、例えば今この制度を利用して、市内で水道の施設を整備するのにかかる費用、単市で負担する可能性がある額というのは最大でどれぐらいを見込まれているんですか。先ほど上限を切られてないということだったんですけども。

未来創造部次長（田中大三君） 先ほど申し上げたように、個別の案件が出てきた段階で

それぞれ協議することになってまいります。なので、今の段階でどれだけ見込んでいるのかということについては、その民間が開発したいという場所によってまるで変わってくると思うんです。そういった協議が必要にはなってくるかというふうに思っております。

それと、オーダーメイドと民間開発の違いということでしたけれども、オーダーメイドはあくまでもその協議をした結果、公、市が全てを工事する。民間開発の場合は、そういった協議をした結果、民間事業用地開発促進奨励金を交付して、民間事業者が自分で開発をする、そこが違う点ということをご理解いただきたいと思えます。

委員（多賀信祥君） その都度協議するということがちょっと引っかかっていて、例えば、一番正しいのは公に要綱が発表されていて、その基準を基に申請もされて、こちらも審査をするという形だと思うんですけど、協議で何千万円も出るとか出ないとかというのを決める仕組みというのが通常あるんですか。

未来創造部次長（田中大三君） 補助金で交付していく場合ということに関しましては、基本的には要綱とか公にしてやっていくべきものだと考えております。ただ、このたび話になっているのは、工事をするというに関して、今まで市のほうで、レディーメイドにしてもオーダーメイドにしても、こういったインフラ整備に関する工事は進めておりました。なので、そのことを踏襲して今回の民間事業用地開発の分にも当てはめて、公的団地でやるという方針を市のほうとして出してやっていることですので、そこに対してそういった公告して必要な条例であるとか、規則、要綱が必要なものではないのではないか。道路を造るのに要綱を整備したりするのではなくて、市の政策としてやっていることに関して、そういった公にする要綱などが要するという考えではないのかなというふうに考えております。

委員（多賀信祥君） 整理できてないんで、うまく言えるかどうか分からないんですけど、例えば、レディーメイド、オーダーメイドについては、市が主体事業として完成をさせて引き渡す。ということであれば、私は今言われる理論に納得できるんですけど、これについてはここを開発するのに、この奨励金を使いたいんだということで相談をしに来られたときに、担当された職員の方が、この場合には水道工事もできるんでどれぐらいの工事が要りますかという話を既にされていたということですか。この奨励金を使いたいんだけどと言われる事業者の方が来られたときに、これについては水道工事も含まれているんで、そういう工事も言ってくださいねということを言われて計画が上がってくるのか、その辺がちょっと分からないんですが。

未来創造部次長（田中大三君） 今回のケースで言いますと、民間の計画、民間事業用地開発促進奨励金でここを開発しますという話がありました。それに基づいて、その事業が企業立地の案件だという認定をいたしまして商工課を窓口協議を進めていき、外部の周辺整

備ということの中で、この水道の配管の問題が出たので、従来のやり方に基づいてやっていくという判断をさせていただいたという形にはなります。

委員（多賀信祥君） この制度については、やはり附帯する工事に関してある程度限度がないと、再現なく膨らむのかなという心配もしています。というのが、制度というのは、規制については開発の乱発を抑制するというのもあって、それを取るということはある程度市場原理に沿っていくと。こういった制度を設けるというのは助長するほうに回ると思っていて、それで言うと、山あいには舗装整備された大きい敷地ができて、問題なく排水とかで、私は木之子地区なんですけど、小田川と稲木川があって、稲木川にやはり産業振興地域ということで都市計画マスタープランでも位置づけられていますけど、こういう制度になるとそこへ自然と集まってくるだろうという仮定をすると、やはり排水に困ってしまうんです。その排水の面についても今後市が対応していくんでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君） 排水等につきましては、基本的には開発申請が出た段階でそういった流量とかを計算して、ここの河川へ流していきますという形の計画を事業者の方が作ってその開発の申請をされます。それを県のほうで認定して、これなら大丈夫ですというような形のものが出来て、それならということで開発の申請が下りるので、排水の問題についてはそういった開発申請でクリアして出てくるものというふうに思っております。

それと、今回の場合で言いますと、地元の水利組合等の同意を取られた上で出しておりますので、現の排水路に流しても特に問題はないという話で申請を出されてきております。

また、先ほどの質問の中で、排水施設について今後市がやっていくことがあるのかというようなご質問があったかと思えます。そのことについて、今回の開発に関しまして、今後市がその排水施設をやっていくという計画はございません。

委員（多賀信祥君） 要綱に、誰が見ても分かるように明記をされているかどうかで言うと、ちょっと十分でないかなという思いがありますけど、先ほど未来創造部次長が環境整備が必要だと言われたので、今後その企業の方が排水もと言われたら環境整備に当たるのかなという心配をしておりますが、今回はないと言われましたけど、次回もその次もないですね。

未来創造部次長（田中大三君） 現段階で排水施設を市がやっていくという考えはございません。

委員（多賀信祥君） 排水施設といいますと、水路であるとかの整備も含めてということですか。

未来創造部次長（田中大三君） それを開発に伴って市がやっていくということはないです。ただ、その水路の計画に基づいて、市の水路の関係の事業、建設課等で事業としてやっ

ていくことはあるかも分かりませんが、この開発に伴ってそこを整備するという考えはございません。

委員（多賀信祥君） 企業誘致は、我々議会もやってほしいということを常々言っているのですが、やはり他市よりも一つ抜けている制度というのが必要だと思うんですけど、ちょっとこれは解釈が曖昧になるような制度かなと思いますので、その辺を心配しています。

それで、武器にして呼び込もうということでやられるのであれば、こういった他市にはないものを発信するべきだと思うんですけど、制度としてあったんならどういふ発信をされていたのかなというのをちょっと疑問に思うんですが、いかがでしょうか。今までされてきた発信、企業誘致に向けて井原市が秀でているこの制度をインセンティブにして企業を引っ張ってこようというんだったら、発信も同時にされていたんだらうというふうに思うのですが。

未来創造部次長（田中大三君） 民間事業用地開発促進奨励金につきましては、先ほど説明したように、他市にはない制度でありまして、それを要綱として出しておりますので、当然、企業誘致のセールスに行くときにはこういったものもありますということで、常にパンフレットのほうとかにも載せて推進はしていたという状況でございます。ただ、その中で水道施設について明記したものはございませんでしたので、そういった部分の紹介というのは具体的にはしていなかったという形になろうかと思っております。

委員（多賀信祥君） 度々言っていますけど、誤解を生むような制度、正しく知ってもらえないというのは不利ですので、要綱については公表するもの自体の精度をしっかりと上げていただきたいんですけど、その点についてのお考えはないでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君） このたび、こういった形で制度化というか、明文化して誘致に対しての施策について皆さんに公表したわけでありまして、今後はこの形のをきっちり整理しまして、企業誘致の際に企業にもお示しできるような形で整備していこうと思います。今回示した概要というものを踏まえて、企業にも説明し、PRもしていきたいというふうには思っております。

委員（多賀信祥君） 先ほども言いましたけど、企業に来てもらうことは切望しておりますけど、例えば、稲木川に大きい敷地が造成されて排水がつながれるというのは、地元の方はちょっと不安に思われる。例えば、高屋川でもそうだと思うんです。なので、制度自体は精度を上げて、土地利用計画というものに基づいて幾らかそちらへ促せるような制度じゃないといけないのかなという思いもありますので、制度自体を、一度見て分かる、誤解をされないようなものにしていただきたいと思っております。

委員（山下憲雄君） 今企業立地政策について、多賀委員からいろいろ質問が出ましたの

で重なるところもあろうかと思いますが、お尋ねいたします。

造成に伴う支援という項がありますけれども、その中に、水道施設整備という項目があります。ここに民間企業開発あるいはオーダーメイド開発のところに記入されておりますことについて、まず確認をいたします。

原則、市が整備をするという、整備条件が3つ書いてございますが、給水区域内の工事であるかということ、それから既存の水道施設で給水量の確保ができて、ポンプ場等の管路以外の施設の整備が不要な工事かということ、それから公共用道路または市の所管する土地への布設工事であるかというようなことですが、まずこのことについては、3つともこの条件をクリアしているのかどうか。

それから次に、先ほども出ましたけれども、これに対する支援金額が示されておられません、この条件をクリアしたら、上限なくお金が支払われることになるのかどうか。

それから、井原市というのは企業立地についてはある意味先進地ではないということは、もう我々も認識しておりますので、このような整備条件の考えというのは、以前からあったものなのか、それとも今回の民間開発において急遽作られたものなのか。それでそれを今改めてここに明文化して示されたものかどうかをお伺いします。

未来創造部次長（田中大三君） まず、このたびのものが、この条件をクリアしているのかという話ですが、これは当然今回の案件についてもこの条件はクリアしているものでございます。

それから、上限が明記されていないということでございますけれども、これは先ほども説明をさせていただいたとおり、協議によって条件等も変わっておりますので、その協議によってやっていくということになってきます。ただ、ここへ条件も付しておりますように、際限なくやっていくという考えのものではございません。そのときの条件によって協議の上決定してやっていくということでございます。

それと、この考え方が以前からあったかということ、この水道の考え方ということだと思うんですけれども、これにつきましては、公的団地では以前からやっているという考え方、実績といったものはございましたけれども、このたび、民間事業用地開発をやっていくことに関してどうかということになりますので、その時点で、今回改めて制度の一覧表を作成し、徹底してやっていこうと、今後もこの方針で進めていきたいという考えのものでございます。

委員（山下憲雄君） 条件は3つクリアしたということですが、まず市の所有する土地というものと民間の所有する間のこの布設工事を今回するという事だろうと思うんですけど、市の用地の中を通して民間の接点まで持っていくという工事内容だろうと思いますが、

ここの間にほかの民間、個人の所有地とか、そういうものが入ってなくてもうすんなり、たまたま設置していたのかどうかという点。

それから、上限がないということは交渉次第、つまり金額については交渉で決まってしまうものだから、示されないということでもあります。言わば交渉ということは、営業しながら決まってしまうからという話ですが、これについては市長が今回関与されて決めたのかどうか。あるいは未来創造部長が、あるいは課長が折衝して決めたのかどうか。

それから、今までの考えというものの、要するに考えはあったけれどもそういうものが制度として整ってきちんと明文化されたものではなかったかもしれないが、今回はこういうこと、水道事業、道路の件も含まれると思いますので、インフラ整備支援事業としてそこはしっかりと固めていく考えがあって、これがないと次の第2、第3の民間企業開発というのは非常に問題を残すという話も今ありましたので、その辺のことを今後どう考えているかについてお伺いします。

未来創造部次長（田中大三君） 民間の土地にするかということですが、民間の開発部分につきましては民間でしていただきますけれども、官地の部分につきましては、今回水道を入れる工事はやっていきますということでございます。

それから、市長がしたのか、担当の部・課でしたことなのかということですが、これにつきましては、民間事業用地開発促進奨励金の窓口が商工課でありますので、そこを窓口にもどものほうで話をさせていただきました。中身につきましては、その工事の内容というのは水道部と協議した上で、その工法とかそういったものを検討して、この1,600万円という額が出たものであります。

すみません、3点目の質問なんですけど、もう一度趣旨のほうを確認させてください。

委員（山下憲雄君） 要するに、今までは水道事業等々の支援というのが考えの中ではあったけれども、記録として、あるいは文章としてしっかり明記されたものがなかった。だからこのたびそういうことがあって、いろいろここに記載されているようなこと、インフラ整備事業、支援事業というんですか、そういう名称か何か、そういうことで次の民間開発等々が積極的に行われるような支援制度というものを、明文化して充実していく考えを持っているかどうかという質問です。

未来創造部次長（田中大三君） この件に関しましては、言われるように、こういった制度につきましては、他市にない制度でございますので、このたび民間の第1号をやっていくに当たって、こういったものをきっちり明文化してやっていこうということにしましたので、そういったものは先ほども言いましたけれども、今後明文化をしたものも公表等、PRをしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

委員（山下憲雄君） ちょっと回答が違うように思うものがありますから確認いたしますが、地図とかその配水管の経路とか、我々は見えておりませんのでよく分かりませんが、要するに市の所有するところに配水管があって、それから民間の開発用地の接点のところまで市が開発する。その間に他の個人の所有地とか何かが混ざってなかったのかということ。全部市の土地を通っていくのかという質問です。

未来創造部次長（田中大三君） 今回のケースは全て官地でございます、井原市の所有地の中への布設工事をするということになります。

委員（山下憲雄君） それはよく分かりました。そういうことですから、ほかの個人の所有者との交渉事とかはなかったというふうに理解をいたしました。

それから、市長が入ってその交渉をしたわけではない。いわゆる営業力ですから、商工課のほうで決められて、それじゃ行きましょうということで先方とは一応交渉成立したというふうに理解をいたしました。

もう一つは、そういう支援事業というのは、今後きちとした形で、今みたいなことがある程度含まれたものを文章の中に閉じ込めて示すと。それがいつかは分かりませんが、こういう問題がありましたので、早急にそれを固める用意があるという、早急という言葉はなかったですが、固めていきたいということですので、それをいつ頃示されますか。

未来創造部次長（田中大三君） 今回民間事業用地開発の第1号がありましたので、このたびこういう形で整理をしたので、この方針をお示しさせていただいたということで、今後その方針を変えるのであれば、その変える段階で協議もさせていただきながらやっていきたいというふうに思っております、今回お示ししたのがその施策の概要でありますので、この方針で今後もやっていく。それを当然外へしっかり周知もしながらやっていきたいという考えでございます。

委員（山下憲雄君） それじゃあちょっと質問を変えますけれども、このたびは民間事業者のほうから事業計画というのが市に提示されて、それを市が認定されたと思います。その中で、いわゆる造成工事がいつ終わって、建物をいつ建てて操業はいつなのかと、そこら辺のスケジュールを教えてください。

未来創造部次長（田中大三君） このたびの申請におきましては、令和2年2月20日に着工されております。造成の完了予定が令和3年3月31日でございます。工場等を建設するのは、それができてすぐということで、令和3年4月1日から建設しまして、操業を令和3年12月31日ということで計画をされているという状況でございます。

委員（山下憲雄君） このスケジュールで、水道工事はいつ必要なんですか。

未来創造部次長（田中大三君） 基本的には、その造成の完了までにはやっておかなければ

ばいけないという状況ではございますけれども、今回出しておりますように、今の段階では既に繰越しのお願いもしておりますけれども、そういった形で若干は遅れるという形になってくるのかなと思います。

委員（大滝文則君） 先ほど多賀委員それから山下委員への説明の中で、ちょっと気になるところがあったのでその点をまず聞きます。

企業と未来創造部が交渉したということで、今回は1,600万円ですけれども、今後どこまで広がるか分からないけれども、その交渉をそこですということになると、その自由裁量権の範囲というか、自由裁量権がそこまで各課で担保されたものがあるのでしょうか。

未来創造部長（唐木英規君） 今回の話を進める中で商工課のほうにその裁量権がそこまであるのかというようなご質問でよろしかったでしょうか。

基本的には、企業誘致担当である商工課が窓口になって企業とは協議をさせていただきます。その後、市においてその内容に基づきまして担当の部であるとか、市長まで協議をした上で最終の決定をするというものでございます。

委員（大滝文則君） 先ほど、そういう交渉をしたという説明があったので、自由裁量権というのは多分市長しかないというのが私の認識です。これを乱発するということはやはりまずいということで、これは違法性を問われることも多々ありますので、自由裁量権について、あまり乱発するというのはいかなるものかなということをご指摘しておきます。

それから、また確認ですけれども、先ほどレディーメード、オーダーメードで、今までは市がインフラ、水道設備についても布設してきたという答弁でございましたけれども、これまでに実施した木之子、高月、おおなる等々の企業団地別にどうであったかというのを、いま一度お示しいただきたいと思います。

未来創造部次長（田中大三君） 市としてやってきた団地でございますけれども、平成3年度にまず木之子の工業団地を、これはレディーメードという形でやっております。これにつきましては、水道のことに関して言えば、工業用水を引っ張っているというところがございます。

それから、平成4年度におおなるの工業団地をオーダーメードでやっているという話でございます。これにつきましてはオーダーメードで、水道それから進入路につきましては、市の費用でやっているという形になっております。

それから、平成6年度には東江原の工場用地をオーダーメードでやっております。ここにつきましては、既に水道の配水管がありましたので、それについては特にお金は発生していないということでございます。

それから、平成16年度に四季が丘の企業用地、それから今回やっております稲倉の地区

について、そういった配水管の工事というものは市のほうでやって、企業者の負担にはなっていないという方法で進めているという実績でございます。

委員（大滝文則君） 高月はどうですか。

未来創造部次長（田中大三君） 高月の工業団地につきましては、実際は公害防止事業団が造成している工事でございますけれども、これについての水の問題につきましては、工業用水を市のほうでつけて対応しているということでございます。

委員（大滝文則君） 高月には工業用水、木之子にも市がという話が今ありましたけれども、間違いないですか。

未来創造部次長（田中大三君） そのように理解しております。

委員（大滝文則君） その当時の決算資料等々が市のほうにあると思いますけれども、ここへ岡山県の工業立地に関する手引きという資料がありまして、ここへ工業用水の利用というので、これは公式文書ですけれども、井原市もここへ載っているんですが、この「費用の負担」のところ、「新たに配水管の設置が必要となる場合は、別に定める基準によりその設置に要する費用の全額又は一部をその配水管の設置によって利益を受ける使用者が負担する」と、こうなっているんですけれども、今の話と若干違うようになるんですが、ダブルスタンダードみたいな話ですけれども、これは間違いないですか。どこで変更されて県のほうへどういうふうに変更届をされていますか。

上水道課長（津組勇一郎君） 大滝委員よりお示しいただきました、県が作成しております企業立地支援の手引きの該当箇所につきましては、工業用水道に関する記述でございます。本市におきましては、木之子、高月の工業団地内を工業用水道の給水区域といたしておりますが、建設当時の配水管の設置にかかります費用負担につきましては、午前中に未来創造部の田中次長が説明されましたとおり、事業者には負担を求めているというところがございます。

そうしたところで、この手引きの「（４）費用の負担」という項目に書いてあります、「配水管の設置によって利益を受ける使用者が負担する」、この記述についてでございますが、そこに書いてありますように、「新たに配水管の設置が必要となる場合」というのがございます。新たに給水の申込みなどがありまして、配水管を布設しなければいけない、こういった場合には別に定める基準により利用者に負担を求めるとあります。別に定める基準につきましては、井原市工業用水道条例の中におきまして、「管理者は、給水申込みによって新たに配水管の設置が必要と認めるときは、その設置に要する費用の全部又は一部を申込者に負担させることができる」と書いてあります。こういったところで、今後新たに配水管の設置が必要となる場合は、事業者の一部または全部の費用を求めるという、こういった記述

になっておろうかと考えております。

設置等木之子の工業団地並びに高月工業団地を整備した当時、今事業者から負担を求めているという点につきましては確認を改めていたしました。

委員（大滝文則君） そのご説明のとおりだと思うんで、いろいろケース・バイ・ケースで上水道、工業用水についても全て同一に市がしたということでないということを今言われましたけれども、そういう事実をしっかりと話をさせていただいて、やはり判断材料になるということがありますので、水道は今まで全部市がしたんだということになってくると、ああそうなんかなという誤解を招くこともありますので、その辺りは注意して発言していただきたいと思います。

先ほどこのたびの件について、時系列の説明がうるありましたけれども、今回の水道の補助金ほかについて、企業からの開発許可の申請等からの一連の流れについて、いま一度ご説明をいただきたいと思います。

未来創造部次長（田中大三君） 先ほども説明させていただきましたが、令和2年2月に民間事業用地開発促進奨励金の申請が出てまいりました。それを受けまして、企業立地案件という形の下で市のほうが商工課を窓口はその事業内容について、事業者と協議を進めてまいりました。

その中で、造成地以外の周辺整備ということで事業者との協議も進めておりまして、その中で配水管の布設の工事のことが出てきまして、事業をすることになったということでございます。

委員（大滝文則君） 開発許可はいつ受けていますか。

未来創造部次長（田中大三君） 開発の許可が令和2年2月でございます。

委員（大滝文則君） 奨励金の申請が2月に出了という話だったと思います。開発許可について聞いているんですが。

未来創造部次長（田中大三君） 開発許可も令和2年2月に下りております。開発の許可が出たので、民間事業用地開発促進奨励金の申請を市のほうへされたという流れになります。

委員（大滝文則君） 開発の申請はいつですか。

未来創造部次長（田中大三君） 開発の申請につきましては、令和元年9月でございます。

委員（大滝文則君） 流れがちょっと分かりましたけれども、令和元年9月に開発の申請が出た、それから市もそれに向けて支援をしたということだと思えます。それで令和2年2月に許可が下りた。そこで奨励金がということですが、この水道の件につきましては、令

和2年9月に入札が一応出て、その後、ちょっとどうなのかというような指摘があつて、入札の中止の案内といたしますか、通知がまた出たということですがけれども、この件につきまして、どういうことで発注が行われたのか、どういうことで発注が中止されたのか、具体的に説明をお願いします。

総務部長（山下浩道君） 配水管の布設工事につきましては、公的団地の整備では、従前から市が事業費を負担して行っているものであり、新たな施策として実施するという考えは持っておりませんでした。民間事業者の開発スケジュールもあり、水道事業の既定予算の執行残、手持ちの予算の中での対応が可能という判断の下、入札案内を行いました。

予算につきましては、事業費が確定後、一般会計から水道への負担金として補正予算をお願いして、水道事業のほうへ負担金で払うということで考えておりました。

副市長（猪原慎太郎君） なぜ入札を取りやめたかというところの回答でございますけれども、当初予算にない事業で、議員に対してしっかりと説明をしてない事業であるということ、さらに入札にかけるのはいかなるものかというご指摘を受けまして、内部で再検討した結果、やはりきちんと予算措置をした上で議員に説明してから行うべきということで、このたびの議会へ全員協議会を開催し、補正予算を上程させていただいたということでございます。

委員（大滝文則君） 予算の歳入及び歳出についての原則、総計予算主義の原則という中で、予算において歳入及び歳出を区別した上でそれぞれ別個に総額を計上しなければならないという地方自治法第210条、1会計年度における一切の収入及び支出は全てこれを歳入歳出予算に計上し、多少例外はありますけれども、事前議決の原則で、基本的に予算は議会の議決を絶対的の要件としているように、今言われた説明の、後から補正予算で対応すればいいというのはこの基本的な地方自治法を少し逸脱したような行為であろうかと思えます。これに対しては真摯に反省をしていただきまして、そういうことが今後起こらないようお願いしたいと思います。

また、地方自治法第211条に、「普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない」とありますけれども、これについては間違いないと認識されていますか、総務部長。

総務部長（山下浩道君） はい、そのとおりです。

委員（大滝文則君） そこで、今回の水道の補助金の補正予算案ですがけれども、同じく地方自治法第218条に、「普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事業に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる」とあります。つまり、予算は一会計年度の歳入歳出を網羅

し、計上することを予想していますが、年度途中での災害の発生、政策の変更、制度の改正等により、経費に過不足が生じることがあり、このような場合に金額の補正を認めざるを得ない。これは補正予算の基本的な考えだと思うんですけども、これについての考え方はどうでしょうか。

総務部長（山下浩道君） 当初予算で見込んでなかった政策的な経費ということで、予算の補正をお願いしても適当であろうと考えております。

委員（大滝文則君） この政策の変更という中で、先ほどからのやり取りによると、具体的に制度がなかった、前々から考えがあったからこのたびしたというようなものが、それが政策の変更にあたると解釈しているわけですか。

総務部長（山下浩道君） 政策的には従前から持っておりましたが、予算を令和2年2月議会に提出する時点、あるいは予算編成が令和元年の冬には終わりますけれども、その時点ではまだ水道管布設について企業立地の観点から補足できていなかったといえますか、相談があったのが令和2年2月ということで、当初予算への計上には間に合っていないということです。

委員（大滝文則君） そもそも論といいたいまいしょうか、この全員協議会から今日の予算決算委員会での発言をよくよく聞いておきますと、平成28年からあったというような発言や、従前から考えはあったけれども、今回それに近い話があったからということで、制度的にはもうなかったということで認識してよろしいか。

未来創造部長（唐木英規君） 今の考え方という話でございます。全員協議会でもご説明をさせていただきましたが、公的団地、オーダーメイドとかレディーメイド、いわゆるそういったものについては従前から市のほうでそういったものを整備してきた。そういう基本的な考え方を持っておりました。ただ、そういうものを明文化、明記したものはなかったということでございます。

そうした中で、平成28年に民間事業用地開発促進奨励金の制度を設けた中で、このたび初めてそういう事例が発生しました。その中で、今まで明文化したものがなかったというような観点から、今までやってきたことをこのたびその内容や方針を整理いたしまして、事業概要に取りまとめ、全員協議会でもご説明を申し上げ、このたび補正予算を計上させていただいたところでございます。

委員（大滝文則君） 繰り返しますが、以前から考えはあったけれども、制度はなかったということで、もうはっきりさせてもらってもいいですか。

未来創造部長（唐木英規君） 制度というものはございませんでした。

委員（大滝文則君） 分かりました。

いろいろやり取りを聞いておりますけれども、未来創造部が交渉したとか、いろいろ話があつて、どうも理解し難いことがたくさんあるんですけれども、やはりきちっとした制度設計をして、私はこれがやりたいんだという、さっき言った自由裁量権のこともありますから、これをやりたいからこの予算をお願いしますというほうが、やはり分かりやすいんじゃないかと思います。それを超えてあまりやると、地方自治法から逸脱した行為になる可能性も多々ありますので、そのあたり、さっき言いましたけれども、しっかりと制度設計をして、公示して市内外に正々堂々と発信していただきたいと思います。

一点聞いておきますけれども、地域未来投資促進政策ということで、この地域牽引企業等々の制度が未来創造部にあると思うんですけれども、これについて、流通、物流関係も該当するかと思うんですけれども、この辺りの対応についてはされたことがあるか、されたけれどもそういうことには該当しなかったとかという、その辺りについて何か説明ができればしていただきたいと思いますけれども。

未来創造部次長（田中大三君） 地域未来投資促進法、未来法と言っておりますけれども、これについての対応というか、適用される事業所は市内にもあります。今回の事業所についてもその未来牽引事業所ということになっておりまして、この事業所の場合、こういったもので造成をして建物を建てたときには、建物・設備について固定資産税を3年間減免されるという制度はございます。

委員（大滝文則君） これは後にまたいつかご質問したいと思いますが、これは固定資産税の減免らしいんですけど、その他の補助的なこと、例えばハード面とかということには全くないということで理解していいですか。

未来創造部次長（田中大三君） その他の制度というのは、市税でいうとそういったものなんですけど、その他の設備とかそういったところへの補助があるかどうかということでしょうか。

少し確認をさせてください。

委員（大滝文則君） 非常に有効な制度なので、減免のことはありますけれども、そういったハード面のバックアップ制度があるかないかということの研究してないのならないでいいですけれども、あるとすればやはりそれは有利な財源なので、そういうこともいろいろ研究した上で、先ほど令和元年9月から相談があったというときからこれが該当するのであれば、可能性があるのであればそういうこともしっかり研究し、そういったバックアップをすることによって、あればですよ、あればこういった財源についても確保できるということがありますので、その辺りについては確認していただきたいなというふうに思います。これはもう済んだことですから、後日で結構です。

先ほどから繰り返し言いますがけれども、やはりしっかりした制度を作っていたら、内々にあったからとか、前にそう思っていたからとかという、曖昧な制度もおかしいでしょうし、そういった言い訳じみたといいたいでしょうか、そういうことではなく、行政ですから、きちっとした制度設計をしていただいて、今後物事に当たっていただきたいということをお願いします。

委員（妹尾文彦君） 今の滝委員の話にもちょっとつながるんですけども、最初はこのレディーメード、オーダーメード方式と同じ考え方で水道事業は布設するという形で、民間開発のほうにもそれを今までと同じ考えでするように思っていたという話だったんですけども、そもそも以前からレディーメードでもオーダーメードでも、企業と担当の部署で話し合いをしていろいろ決定するというのですが、そこに基準とかというものはあったんでしょうか。基準を設けてそういう折衝に当たっていたということがあるんでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君） それにつきましては、そういった明確な基準があって、それに照らして交渉をしているというものではございません。

委員（妹尾文彦君） それでしたら、水道は今回こちらでここまで出しますよとか、こちらでこれぐらい出してくださいとかというのは、その都度の交渉で、特に基準なく決められていたということによろしいでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君） 民間の事業用地についてはこれが第1号でございますので、そういった過去にやった事例というのはないということになります。

委員（妹尾文彦君） すみません、ちょっと聞き方がいけなかったかもしれないですけど、今まではということで、今まではそういうことで基準なく相手と話し合いで決めておられたということでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君） 公的団地につきましては市が総合的に判断をしてやるという形でございますので、そこに明確な基準を持ってやったということではございません。

委員（妹尾文彦君） 分かりました。

私としてはそこに基準というのがやはり必要じゃないかなというのは思うんで、今回新たに民間事業用地の開発の奨励金ができることで、そこへその考えで、このたび基準を作ったということで、この基準はいつできたものなんでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君） ここへこういった形で基準として明確にしたのは今回この民間事業用地開発の第1号をするのに当たって、明記したという形のものでございます。

委員（妹尾文彦君） 今回この補助金の募集があったので、この基準を考えられたということなんですけれども、この考え方で今まではレディーメードとオーダーメード方式だったら市が水路をつけますと、それと同じ考え方、企業誘致という観点から同じだから、民間開

発について水道も整備しますよという考え方は理解しているつもりなんです。企業誘致に関してのことですので、その方向は間違っていないと思うんですが、ただ、このままでこれを認めてしまいますと、例えばこの平成28年以降で3,000平方メートルないような方が造成して、そこは自分で水路を引いたと。何でうちは出してもらえなかったんだという話になったときに、どのように説明をすればよいのかなと思ひまして、その根拠となるようなものがあるのかというのを伺いたいと思います。

未来創造部次長（田中大三君） 基本的にこの民間事業用地開発促進奨励金については、3,000平方メートル以上の造成が対象になってきますので、それに該当しない小さいものについては、今回の対象にもなっていないということで、その線引きをしたのは民間事業用地開発促進奨励金、これでもって3,000平方メートルの基準を作りましたので、それ以下の面積のものについては対象にならないということになります。

委員（妹尾文彦君） そのことは何かどこかに書いてあるんでしょうか。つまり、ここに書いてあるからあなたはそれに該当しないので使えなかったんですよというふうに言うことができるんでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君） それを明確にするために、このたびこの概要書としてまとめました。これが基準になってくるんだというふうに認識しております。

委員（妹尾文彦君） それでは説明ができないような気がするんですが、例えば、これは令和元年9月に開発の申請を出されたという話ですけど、その前にこの基準はなかったということでしょうから、民間事業用地開発の3,000平方メートル以上だったらこういう水道の整備をしますよというのが、明文化されてなかったという状態で、自分のところは3,000平方メートルじゃないけど、その制度は使えなかったのかという説明ができるのかなというのが非常に疑問に思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君） 平成28年に総合戦略を作っていますけれども、その中で初めて民間事業用地開発に支援をしてやっていくというものを政策として掲げてやっております。ですからこの民間事業用地開発の奨励金を作ったわけですから、そこが基準になるのかなと思います。でもそこにはこの水道設備のことは書いてなかった、それは事実ではございます。ですので、ここでそこを明確に表現して、今回第1号をするに当たって、そこを明確化して取り組んでいく。今後もこれでやっていきたいと、そういった形のものでございます。

委員（妹尾文彦君） 今で言うと、今回初めてなので、それまで平成28年度にはあったけれども、令和元年9月までは利用がなかったから、水道のことは特に決めてなかったけれども、今回こういう申込みがあったので整備をする基準を決めたということで、それで納

得していただけるのかな、どうかな。基準を載せた何か明確なものは、これから作られるということでしょうか。要綱といいますか、規約、こういう基準があるところは出せるようになりますというようなことを、何かに盛り込んで公示していくということでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君）　　ですから、ここでまとめたこの概要書を広くPRしていくことで周知は図れるものと思っております。

委員長（藤原浩司君）　　未来創造部次長、妹尾委員が言われているのは、要はその制度設計というものが今までできてなくて、このたび新しくするわけですから、それに対して妹尾委員が議員としての立場で市民に説明するのにも、そこがなかったのにその理由づけがないから納得してもらえるのかなということ言われているんだと思うんです。そのこのところの明確な回答が、今のような答弁ではちょっと納得できないのかなというふうに、私はこちらから見ていて聞こえるんですけど、その辺りは明確に、初めてのことでしょから、それこそ明確に答弁してあげていただきたいなと思うんですが。

未来創造部次長（田中大三君）　　市民に対しての説明ということになりますと、平成28年度に制度を作った、それでここで第1号が出てきて、その基準というものを明確にここへ掲げたというようなことございますので、そういった状況というものをこの施策の概要書を基にしっかりとPRもしていきたい。新たにまた公示という形のものではなくて、今の段階ではこの施策の概要を作りましたので、これをしっかりと周知、PRをしていくことで対応していきたいという、今の時点ではそういった考えでございます。

委員（妹尾文彦君）　　委員長にも今補足で説明していただきましたが、そのとおりで、市民から聞かれたときに、納得していただけるかなという、ここに書いてあるので、あなたのところはこれが使えなかったんですよということを明示できるようなものがないと、私としても説明できないので、そういうものが今はないけど、これから作られるということによろしいでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君）　　これではちょっと分かりにくいと言うのであれば、そういったものを踏まえまして、こちらのほうでもその概要をまとめたものを作るというか、検討していきたいというふうに思います。

委員（惣台己吉君）　　今までの説明の中でよく分からないんですけど、民間事業用地開発促進奨励金、これが平成28年にこの文言が入ったということですよ。これに対して、この中でこれにどれが新たにここに入っているんですか。

未来創造部次長（田中大三君）　　水道設備のこの条件が、民間事業用地開発促進奨励金に入っているかどうかという意味でしょうか。ではなく……。

委員（惣台己吉君）　　民間事業用地開発促進奨励金というのが平成28年までには文面に

なかったわけでしょう。平成28年に作ったからここへ書かれたんでしょう。

未来創造部次長（田中大三君） はい、そのとおりです。

委員（惣台己吉君） それで、今度はこっちの中でこれを書かれたことによってどこが新しく明記されたんですかということです。なかったらなかったでいいんですよ。これはもう従来どおりですということで、この3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満が1,000万円までですよとかというのが、もしもこれが新しく入っているんならこれが入っていますとか。

未来創造部次長（田中大三君） ここへ明記している3,000平方メートル、こういった基準についてはその当時のもので、従来どおりのものでございます。

委員（惣台己吉君） だから、平成28年にこの文言が入ったということで、こっちに新しく入った文言はないですね、下も。それだけ聞きたいんです。

未来創造部長（唐木英規君） この施策の概要の中でございます。先ほど惣台委員におっしゃっていただきましたように、民間事業用地開発促進奨励金につきましては平成28年に告示をいたしております。そうした中で、今回水道施設の整備という文言、それは奨励金の要綱の中には当然、民間企業が造成をするための奨励金ですから、その中にこの水道施設の整備という文言は入っておりませんが、このたびこの概要で整理した中では、水道施設の整備ということで一定条件、整備条件というのが3点ほど書かれてあると思うんですが、その部分を今回明記したというところはございます。

委員（三輪順治君） 今日長時間にわたってこの件をいろいろ聞いておきますと、悲観的に言うと事後処理的な要素が多いですが、是認しなければいけない場合もありますが、私が懸念するのは、これは一般財源で全て賄うようになっていきますよね。補正予算書の36・37ページでは、商工振興費の今回のこの事業、1,602万3,000円は一般財源になっているんですよね。これは一般財源よりほかに特定財源は見込めないということで確定させていいものなんでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君） 今回一般会計として歳出では負担金でありまして、起債事業の該当にはならないというようなことがございます。そして、交付税は水道事業において起債を充当し、その元利償還金に対して一般会計から負担を行うということも考えられますけれども、そういったことについても交付税の措置もなく、基準外繰り出しとなりますので、そういった方法を取った場合には後年度の利子負担も発生になるということから、今回の1,600万円という事業費も勘案しまして、今回は整備年度においてその全額を一般財源で充てるという判断をしたというところでございます。

委員（三輪順治君） すなわち、俗に言う真水といいますか、市の税金を全額投入すると

いうことですね。2年ほど前にたしか議案で牽引産業、当時3社、岡山県が指定していましたが、その中にこの当該業者もいらっしやっていたように私は記憶しています。そのときに何を議論したかという、固定資産税の減免の条例をつくりました。僕もそのときに関連する、いわゆる地域未来投資産業のことを調べたんですが、ここには経済的な支援措置としてこの指定したことに伴って財政投資に対する支援措置と、もう一つは地方創生交付金の活用ということで、その他の産業用地の確保支援策等ということで、等がちょっと分かりませんが、これはあるんですよ。

そのときに指定しかつ計画書をお出しになって県の認知を得られていれば、こういった地方交付金も得られるのではないかと。役所の考え方は常に入り計りを制するというのが原則ですから、入りを計る努力はできなかったんでしょうか、それともする案件ではなかったんでしょうか。牽引産業に指定したメリットを生かし切れなかったのでしょうか。そこから辺りが、どうももやんとするんで。これからは牽引産業を指定しても、この制度は使わないということですか。

未来創造部次長（田中大三君）　　そういった形で使えるものであれば使っていくんですけども、今回の事業がそれに該当して使えるというものではないということでございます。地域未来投資促進法でいきますと、先ほども言いました、固定資産税の減免ということでしますと、その減免した分については交付税として返ってくるという形のものではございますけれども、この事業そのものが今回の財源に充てる事業には該当しないという判断でございます。

委員（三輪順治君）　　確かに県が承認する未来投資促進計画は条件があると思います。この当該物件、当該業者の方の計画があるかないか、私も知りませんが、これは該当しないということで、そういうことであれば、なぜ牽引産業に指定し、固定資産税の3年間の減免措置をしたか。井原市にとってのメリット、これは広く県下全域に、県が認めたということになると、物流拠点としてこれから地域企業を牽引する一つの大きな分野としての役割があると私は思うんで、したがって、必要な投資は井原市としてもすべきだと思うんです。そのすべき対象に、今私が言った未来投資促進計画、つまり牽引産業が該当するものがあれば、そのお金をもらうことによって井原市の税の負担が少なくなって、当然いいことなんです。ですから、可能性がないと今おっしゃったんですが、どういう条件でないのか分かりませんが、検討はされたんですよ。検討されたのかされなかったのかということによって、この一般財源全額ということについての判断が迷うんです。検討し、県と協議した結果、計画として認められなかったから一般財源で出さざるを得ないようになったんですか。

未来創造部次長（田中大三君）　　そのことに関しまして、検討はしておりますが、今回の

は、そこを県と協議したとかという話ではなくて、要綱を読んだ中で該当しないという判断はしております。そういった判断をしたために、今回ほかに優位な財源がないというような中で、一般財源を充てさせていただいたという形になろうかと思えます。

委員（三輪順治君） 該当しないという判断であればやむを得ないんですが、当時僕の記憶では、特定の名前は別としても、ほかに2社あったと思いますが、それぞれの方がそれぞれの分野で計画をお作りになり、減免措置も受け、そしていわゆる特例金もいただいて市からも出せると、こういうふうな形になっているんでしょうが、参考までに他の2社はどうでしょうか。

未来創造部次長（田中大三君） 牽引事業を指定されたことによって、事業者にとっては固定資産税の減免であるとかという優遇が受けられる制度がありますが、その産業を指定されているというのではなく、あくまでも個々の事業所がその牽引事業所に指定されるので、指定された事業所にとってはそういったメリットがございます。ですから、それが直接今度は市のほうへのメリットというものになるものではないということでございます。

委員（三輪順治君） もともと企業立地環境が変わってきて、今回こういうふうな地域未来投資促進法もできて、経済や活性化の地方創生の考え方も国が変えてきているんです。今井原市の山王地区のお話を聞けば、従前あるものについて奨励金ができ、そして今回新たなものができたからということと言われたけど、実は世の中の動きは法律を含め全部動いている中で、新しい、いわゆるおいしいものに対してはやはり味わってみるとか、食べてみるとか、それはしないと。一般財源ということはつまり市の税金を全部使うわけですから、そうでないことをこれからも、恐らく牽引産業、牽引企業名が具体的に出てくると思えますので、ぜひこの岡山県地域未来投資促進基本計画にのっかって計画を作ってください、市のほうと共同して地域を牽引するような、全体的な活性化のために役立つものであれば投資をすることもやぶさかではないし、その投資も国からや県からの手当てがあれば非常に弾みもつきますから、今回は検討したけど該当しないということであったようなんですが、そういうふうな視点を入れて、大いに入りを計り他の財源を活用すべきだということを申しておきます。

〈なし〉

〈第45款 土木費〉

〈なし〉

〈第50款 消防費〉

〈なし〉

〈第55款 教育費〉

委員（西村慎次郎君） 44・45ページ、その次のところも該当するかもしれませんが、家庭学習のための環境整備事業について質問させていただきます。

説明資料では、小学校が190世帯、中学校110世帯へということですが、1人に1台じゃなくて、兄弟がいたら一世帯1台という環境を想定して台数を決定されているんですか。

学校教育課長（平木康晴君） 世帯で考えております。1台のルーターにつきまして兄弟が両方共有できるということでいっております。

委員（西村慎次郎君） 小・中学校の兄弟でもそういう考え方で計算されているという理解でいいですか。

学校教育課長（平木康晴君） 基本的にはそのとおりでございます。

委員（西村慎次郎君） 今回は機器の調達のための予算ということだと思うんですが、実際に利用しようとする通信の業者との契約もしないといけないと思うんですが、そこは別途調達ということで、そこら辺の費用見込みというのは計算されていますか。

学校教育課長（平木康晴君） 原則としましては、保護者負担で通信費をお願いしたいというふうに考えております。ただし、就学援助世帯につきましては市での負担を考えていきたいというふうに思っております。

委員（西村慎次郎君） 通信業者との契約は個人がするという理解でいいですか。

学校教育課長（平木康晴君） 通信業者との話の中では、市でないと契約はできないということではあります。

委員（西村慎次郎君） ランニングコストについてはまだ分からないでしょうか。気にしているのは、例えば1端末当たり1,000円にしても300台あれば毎月30万円の通信コストが要るんですけど、今回利用するのは、まずは緊急時の休校時に活用するというところで、今回貸与する世帯には、使おうが使うまいが毎月保護者負担をしていただくのか、緊急時に1日持って帰ればそこでその月だけいただくようになるのか、その辺はどういうふうになりますか。

学校教育課長（平木康晴君） 機材のほうはここで整備をさせていただいて、この後、緊急な長期休業等があった場合に、1か月単位での貸出しをというふうに契約をしたいというふうに考えておりますので、1か月に幾らという、使った月の精算にさせていただこうと思います。それ以外の時期にずっとそのご家庭に貸し出すわけではなくて、使いますよというときに、その月に貸出しをさせていただくというような形を取らせていただこうと思っています。

委員（西村慎次郎君） そうすると、通常使わない月の維持管理費は市が負担していくということになるのでしょうか。

学校教育課長（平木康晴君） 基本的にはここで購入したあと、使いますというときのみお金がかかるというふうになっております。そういうふうに聞いておりますので、基本的にはここで買って使うまでの間はお金がかからないというふうに考えております。

委員（西村慎次郎君） そういうことができるという理解でいいですか。

学校教育課長（平木康晴君） 近隣市町でも同じ業者をというようにところもあるんですが、業者ともいろいろ相談をした中では、そういうふうに聞いております。

委員（西村慎次郎君） 通信費は通信量によって課金されるのかなと思っているんですけど、例えば上限が5ギガバイトまでしか使えないとか、その辺りのルールはあるのでしょうか。

学校教育課長（平木康晴君） 1か月10ギガバイトという契約をさせていただこうというふうに思っております。

委員（西村慎次郎君） それを超えるとどうなるのかというか、兄弟で同時接続して、例えば1か月休校が続きますといったときに、10ギガバイトで果たして足りるのかという感じがするんですが、そのときにはその都度契約変更していくのか、その辺りどうお考えでしょうか。

学校教育課長（平木康晴君） 学校からの提供というか、こういう使用方法というのを今検討している途中ではありますが、兄弟があっても10ギガバイトの中で収まるような内容に今のところは考えているのですが、これから先、そこをオーバーするようであれば、どうしていくかというのは、改めてまた検討させていただきたいというふうに考えております。

委員（西村慎次郎君） 臨時休校時については分かりました。

今後さらに家庭学習においてもこれを活用してというようなことも書かれているんですが、具体的に今後いつまでにどう検討して、そういうタブレットを使って家庭学習ができる環境を整備しようとしているのか、その辺りについて、どう進めようとしているか、計画があればお知らせください。

学校教育課長（平木康晴君）　　まずは、学校の中でタブレットを子供たちがどのぐらい使えるのかといいますか、使えるように指導していくのが最優先というふうに考えております。

今のところまだ子供たちがどのぐらいのレベルでどのぐらい使えるのかというところが未知数のところがありますので、実際にやり始めてから時期をしっかりと検討して、来年度できるところからしていきたいというふうには考えております。今のところ何月というふうに明確な計画を持っているということではなくて、まず4月に子供たちの手に渡ってから、子供たちの使用の状況を判断しながら検討をさせていただこうと思っております。

委員（西村慎次郎君）　　分かりました。

あと一点、ウェブカメラを各教室へということですが、これは臨時休校以外のときには使用する予定はないというようなカメラですか。例えば、少人数学級同士をウェブでつないで遠隔授業、共同授業というか、バーチャルクラスみたいなものを作っての共同学習みたいなことも想定しているものでしょうか。

学校教育課長（平木康晴君）　　今西村委員がおっしゃられたとおり、これから検討していきながら、小規模校同士の交流でありますとか、それ以外の学校同士のつながりでありますとか、そういうところも研究しながら進めていく予定でおります。

委員（簀戸利昭君）　　Wi-Fiのルーターを貸与するというごさいますが、転校等でおられなくなった場合、また卒業された場合はどうなりますか。

学校教育課長（平木康晴君）　　基本的には、使いますという期間だけお貸しをして、1か月なりその期間が終わりましたら必ず学校に戻していただくということを基本にしたいと思っておりますので、転出などがあつた場合には、そのときに返していただくというふうに考えております。

〈なし〉

〈第60款 災害復旧費〉

〈なし〉

〈一般会計補正予算全般についての質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員（大滝文則君） 議案第74号令和2年度井原市一般会計補正予算（第8号）に対する附帯決議の動議を提案いたします。

委員長（藤原浩司君） お諮りいたします。

ただいま大滝委員外3名からの動議について審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員（大滝文則君） それでは、議案第74号令和2年度井原市一般会計補正予算（第8号）に対する附帯決議についてご説明を申し上げます。

令和2年度井原市一般会計補正予算（第8号）の歳出予算中、商工振興費の配水管布設工事費負担金については、民間事業者の開発地へ水道事業管理者が配水管布設することによる予算措置であります。これまでの配水管布設実績を鑑み、水道事業として実施することは適当でない判断。井原市水道事業会計へ負担金として支出せず、補助金交付要綱を制定し民間事業者へ給水装置工事補助金として支出すること。令和2年12月18日。予算決算委員会委員長、藤原浩司殿。予算決算委員、大滝文則、西田久志、三宅文雄、多賀信祥。

提案理由といたしましては、市民の貴重な財源でありますので、制度がないような予算計上については慎重であっていただきたく、執行なりそういうことについてはしっかりとした制度設計が必要であるということからの判断でございます。

委員（山下憲雄君） 私の理解が間違っていたら教えていただきたい。

この件については不理解、不納得、不満みたいところが出されたと思います。

それで、この附帯決議そのものの私の理解は、原案そのものは可決して、その上で我々が今思っているようなことをしっかりと執行部に正して、それに対して明快な答えを得て納得をします。時間の都合、手続の都合等々で、相手もあることですので時間をかけると様々な問題と呼ぶので、ここでこういう附帯決議の手続、解決方法というのがあるというふうに理

解しておりますので、そのことについて教えていただきたい。

委員（大滝文則君） 附帯決議につきましては、法的拘束力はないのでございますけれども、執行部としては重く受け止め、それに基づいて判断するというのが通常の流れかと認識しております。

地方公共団体の長が予算を提出した後、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定または改正が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講じられた後に、その制度が制定できるということが地方自治法第222条にありますので、その辺りはこの予算が通った後にしっかりとした制度設計をしていけばいいのかなということを認識しております。

委員（山下憲雄君） 修正動議とどのように違いますか。

修正動議とこの附帯決議では、この後の手続が何か違いますでしょうか。

委員（大滝文則君） 修正動議というのは、その予算を修正することです。

委員（山下憲雄君） ここに書かれていることの手続をしようと思ったら修正が必要だろうと思いますが。

委員長（藤原浩司君） 修正ではなく、決議したわけですから、皆さんから賛成をいただいたわけですから、それに対して、こういう制度設計が初めてのものですから、きちっとした制度設計を議員皆様方が納得いくような形でこの執行に当たってくださいよという、要は付け加えです。そういうふうに認識していただければいいかと思えます。

委員（山下憲雄君） ということは、原案は可決しているということでしょうか。

委員長（藤原浩司君） そういことです。

委員（荒木謙二君） 附帯決議の下段の2行目、「補助金交付要綱を制定し、民間事業者へ給水装置工事補助金として支出すること」ということなんですが、先ほど地方自治法のことを大滝委員から説明があったと思うんですけど、この交付要綱は執行部が作って、それから後、補助金としてということなんですか、これは繰越明許費になっているんで、次年度への繰越しも当然認められておるんですが、この補助金を制定してそれに基づいて出すことになると、結構スピードが緩和していくんじゃないかなというふうな思いもあるんですけど、この制定についてはまだ執行部も何とも、どういった考え方かというのはなかなか示されていない、今日の答弁等々聞いてみますとそういったことであったと思うんですが、この制定というのは急いで進められることを望んでおられるんですか。

委員（大滝文則君） 先ほど山下委員の答弁でも申しましたけれども、これは法的拘束力があるというものではないので、執行部のほうでこれを重く受け止め、それに伴って補助金交付要綱を速やかに制定していただきたいという思いをこの発議書に入れているということ

でございます。

予算が先か要綱が先かという点、まず、先ほど言いましたように自治法上は予算が先になったので、その手順からいうと、そのお願いについてはそれを超えるものではないということと、先ほどの答弁等々でいろいろありましたけれども、その大まかな制度設計はできておるんでしょうから、それを作るのに相当の時間がかかるということはなく、十分対応できるというふうな認識を持って、こちらからと、そういうものをしっかり制定して、税の適切な執行をお願いしたいということで上げております。

〈なし〉

〈採決 動議否決〉

〈議案第75号 令和2年度井原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第76号 令和2年度井原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第77号 令和2年度井原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第78号 令和2年度井原市水道事業会計補正予算（第3号）〉

〈なし〉

委員（多賀信祥君） 修正動議を提出いたします。

委員長（藤原浩司君） ただいま議題となっております議案第78号に対し、多賀委員外2名から修正案が提出されました。

委員（多賀信祥君） 議案第78号令和2年度井原市水道事業会計補正予算（第3号）に対する修正案の提出についてご説明をいたします。

議案第78号令和2年度井原市水道事業会計補正予算（第3号）に対する修正案の提出について。上記の修正案を別紙のとおり、井原市議会会議規則第92条の規定により提出する。令和2年12月18日。予算決算委員会委員長、藤原浩司殿。予算決算委員、多賀信祥、西田久志、三宅文雄。

提案理由。本案は、配水管新設工事に係る経費を削除するため、予算の一部を修正するものである。配水管新設工事に係る1,600万円を減額し、それぞれ収入、支出を整理するものです。第4条中、収入、第1款資本的収入、第3項工事負担金、補正予定額1,600万円を減額し、資本的収入、補正予定額マイナス11万6,000円、計2億4,369万2,000円とし、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正予定額1,600万円を減額し、補正予定額をマイナス140万1,000円、資本的支出の合計を5億269万1,000円に改めるものであります。

提案理由であります。先ほどの附帯決議案と一連の考えに基づき、水道事業における配水管布設工事のこれまでの内規を超える事業であると判断いたしましたので提案いたしま

す。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 修正案否決〉

委員長（藤原浩司君） それでは、議案第78号について質疑は終結いたしましたので、
討論を行います。

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第79号 令和2年度井原市病院事業会計補正予算（第2号）〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第80号 令和2年度井原市簡易水道事業会計補正予算（第3号）〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第81号 令和2年度井原市下水道事業会計補正予算（第1号）〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（藤原浩司君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

委員長（藤原浩司君） 閉会に当たり、執行部で何かございましたらお願いいたします。

副市長（猪原慎太郎君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、本日は長時間にわたりまして慎重にご審議をいただき、誠にありがとうございました。

また、今議会を通じて皆様方からいただいております多くのご要望、またご提言につきましては、今後の市政に反映をしていきたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

〈議長挨拶〉

委員長（藤原浩司君） 以上で予算決算委員会を閉会いたします。長時間にわたり皆さん、ご苦労さまでした。